

(別紙様式1)

## 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：香川県  
農業委員会名：観音寺市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	3067	農業就業者数	3340	認定農業者	335
自給的農家数	1091	女性	1629	基本構想水準到達者	175
販売農家数	1976	40代以下	324	認定新規就農者	27
主業農家数	413	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	377			集落営農経営	
副業的農家数	1186			特定農業団体	
				集落営農組織	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	2,360	463				2,823
経営耕地面積	1,674	229	76	154		1,903
遊休農地面積	16	4				20
農地台帳面積	2,337	829				3,166

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19	19			
認定農業者	—	11			
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—	1			
40代以下	—	3			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	19

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,820 ha	1,245 ha	44.2% %
課 題	耕作の利便性が悪い農地(進入路がない、圃場が不整形・狭小)が多く、そういった農地は担い手への貸借に結びつかない。また、集約化が進んでいない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1370 ha (うち新規集積面積 ha)
	目標設定の考え方: 農地等の利用の最適化の推進に関する指針で定めた目標数値
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用最適化推進委員の通年活動として、不作付地の洗い出しを行い、所有者の意向を確認しながら農地中間管理事業の利用を促進する。併せて地区会議で方向性を決定して担い手への集積につなげていく。</li> <li>・市ホームページや広報紙、農業委員会だより等を活用し、農地中間管理事業の概要や利用上のメリット、貸付・借受希望者の募集を行う。</li> </ul>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	0 経営体	6 経営体	6 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0 ha	8.6 ha	3.3 ha
課 題	青年等就農資金や補助事業により、資本整備を図る新規認定就農者の参入があるが、技術面や雇用等の支援が必要となっている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	— ha
活動計画	関係機関と連携して就農支援制度の周知を図り、相談があった際には、きめ細かな就農の支援・指導に取り組む。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,840 ha	20.1 ha	0.7%
課 題	耕作の利便性や生産性の低い遊休農地は、荒廃化が一時的に解消されても担い手へと結びつかない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 3.0 ha		
		目標設定の考え方: 農地等の利用の最適化の推進に関する指針で定めた目標数値		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		52人	7月～8月	7月～9月
		調査方法	農地利用最適化推進委員会が中心となり、農業委員と事務局職員の3人一組、市内全域を班編成により実施する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		9月～11月	11月～12月	
その他	農地利用最適化推進委員会が農業委員と連携して、遊休農地所有者に対する個別訪問指導を行う。併せて地区会議で方向性を決定して担い手への集積につなげていく。市農林水産課と連携して、荒廃農地等利活用交付金事業の活用を図る。市ホームページや広報紙、農業委員会だよりを活用し、農地の適正管理を呼び掛ける。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,820 ha	— ha
課 題	申請を受理する際に、違反転用の解消(追認申請の指導)に努めているが、自己所有地であるため法律に違反しているという認識がない方が大半を占めている。また、申請者には、申請が必要な案件と届出で足りる案件の区別が付いていない。さらに、過去に転用申請を受け、転用を完了したものの地目を変更していないため、違反転用か否かが分かりにくい状況にある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

## 2 令和元年度の活動計画

活動計画	市広報紙11月号、市ホームページ、令和2年1月発行予定の農業委員会だより及び年間を通して香川県農業会議が作成する転用許可済看板の現場掲示及び同リーフレットを活用して啓発活動を継続していく。また、固定資産台帳と農地台帳の突合(5月実施)において、アンマッチ地目等を抽出し、一筆毎に確認及び無断転用の解消指導を行う。また、利用状況調査時においても、無断転用農地の把握に努める。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入